

道路交通法第 7 5 条第 2 項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準
に関する規程新旧対照表

昭和 5 3 年 1 1 月 3 0 日
福岡県公安委員会規程第 4 号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
第 1 条 (略) (用語の定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 処分事情 次に掲げる事情をいう。 ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去 1 年以内に、法第 1 1 7 条の 2 第 2 項第 1 号若しくは第 2 号、法第 1 1 7 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、法第 1 1 8 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号、法第 1 1 9 条第 2 項第 4 号又は法第 1 1 9 条の 2 の 2 第 2 項の違反行為をした者であること。 イ (略) (5) (略) 第 3 条～別表第 3 (略)	第 1 条 (略) (用語の定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 処分事情 次に掲げる事情をいう。 ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去 1 年以内に、法第 1 1 7 条の 2 第 2 項第 1 号若しくは第 2 号、法第 1 1 7 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、法第 1 1 8 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号、法第 1 1 9 条第 2 項第 4 号又は法第 1 1 9 条の 2 の 4 第 2 項の違反行為をした者であること。 イ (略) (5) (略) 第 3 条～別表第 3 (略)